

参考資料

平成30年第2回三豊市議会定例会
追加提出議案(条例関係)新旧対照表

ページ番号

・議案第85号関係

…

1

(三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について)

【議案第85号関係】

三豊市後期高齢者医療に関する条例(平成20年三豊市条例第1号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第55条第1項(<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(<u>法第55条第1項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更</u>に係る同号に規定する継続入院等の際市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p><u>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する納期に<u>より難しい</u> 被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対し、その納期を通知しなければならない。</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、<u>全て</u> 当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その<u>発付</u>の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p> <p>附 則</p> <p>(削除)</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第55条第1項 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(<u>同項</u> _____)に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(<u>同項</u> _____)に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った <u>同号に規定する特定住所変更</u> _____ に係る同号に規定する継続入院等の際市の区域内に住所を有していた被保険者</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に規定する納期に<u>よりがたい</u>被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者(法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。)に対し、その納期を通知しなければならない。</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、<u>すべて</u>当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その<u>発布</u>の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</u></p> <p><u>第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p>

(三豊市特別会計条例の一部改正)

第2条 略

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

第5期 2月1日から同月末日まで

- 2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」と読み替えるものとする。

(三豊市特別会計条例の一部改正)

第3条 略